

 県章		滋賀県公報		令和 7 年（2025 年） 11 月 14 日 第 666 号 金 曜 日		
				毎週火・金曜 2 回発行		
目次 ○ 告 示 道路区域の変更（道路保全課） 1 道路の供用開始（道路保全課） 2 ○ 公 告 大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課） 2 第48期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告（労働雇用政策課） 5 公共測量実施公告（用地事業支援課） 8 ○ 環 境 事 務 所 告 示 土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定による指定の解除（甲賀） 8 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀） 8 ○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（東近江） 8						
告 示						
滋賀県告示第398号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。 この関係図面は、令和 7 年11月14日から令和 7 年11月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年11月14日 滋賀県知事 三 日 月 大 造						
道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
	竜王石部線	湖南省菩提寺字北山1491番80 地先から 湖南省菩提寺西三丁目38番地 先まで	変更後	最小 10.3m ゝ 最大 15.6m	160.7m	民間開発に係る道路整備に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のとおり
県道			変更前	最小 9.6m ゝ 最大 13.1m	160.7m	
				最小 8.5m ゝ 最大	188.5m	道路改良工事（迂回路設置）に伴う道路区域の変更

	甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷字道ノ下 1800番1地先から	変更後	15.2m	188.1m	なお現道の供 用は従前のと おり
				最小 8.5m ゝ 最大 10.6m		
		甲賀市甲南町杉谷字道ノ下 4494番地先まで	変更前	最小 8.5m ゝ 最大 10.6m	188.1m	

滋賀県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年11月14日から令和 7 年11月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に
供する。
令和 7 年11月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
竜王石部線	湖南省菩提寺字北山1491番80地先から 湖南省菩提寺西三丁目38番地先まで	令和 7 . 11. 14	L = 160. 7m
甲南阿山線	甲賀市甲南町杉谷字道ノ下1800番 1 地先から 甲賀市甲南町杉谷字道ノ下4494番地先まで	令和 7 . 12. 1	L = 188. 5m

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第
1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。
令和 7 年11月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 堅田プライスプラザ 大津市真野二丁目字下河原161ー 1 ほか
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
 ヤマシナ 京都府京都市山科区東野狐藪町16番地 代表取締役 堀直樹
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 三国産業株式会社 大阪府堺市堺区向陵中町四丁 3 番20号 代表取締役 玉川元浩 ほか 4 者
- (2) 変更後
- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社
 ワイズホールディングス 京都府京都市山科区東野狐藪町16番地 代表取締役 堀直樹
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社ブックレット 大阪府大阪市城東区新喜多一丁目 5 番26号 代表取締役 境慶崇 ほか 2 者
- 3 変更年月日 アについては令和 6 年10月 1 日、イについては平成28年11月13日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の商号の変更のため、イについては大規模小売店舗にお
いて小売業を行う者の入退店等のため
- 5 届出年月日 令和 7 年10月22日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 令和 7 年11月14日から令和 8 年 3 月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 7 年11月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フォレオ大津一里山 大津市一里山七丁目 1 - 1

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ザ・クロックハウス 東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号 代表取締役 平野信之 ほか58者

(2) 変更後 株式会社ザ・クロックハウス 東京都中央区築地四丁目 1 番 1 号 代表取締役 川瀬秀二 ほか58者

3 変更年月日 令和 6 年11月21日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者等の変更のため

5 届出年月日 令和 7 年10月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 令和 7 年11月14日から令和 8 年 3 月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 7 年11月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 MEGA ドン・キホーテ大津店 大津市柳が崎字小麦尻43番 1 ほか 8 筆

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 リコーリース株式会社 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役 中村徳晴

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 中村徳晴

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 リコーリース株式会社 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 代表取締役 中村徳晴

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 鈴木康介

3 変更年月日 アについては令和 7 年 7 月22日、イについては令和 7 年 9 月26日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年10月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和7年11月14日から令和8年3月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年3月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和7年11月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アクロスプラザ野洲 野洲市市三宅1013

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 代表取締役 鈴木誠 ほか5者

(2) 変更後 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 代表取締役 高橋維一郎 ほか5者

3 変更年月日 令和7年2月21日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和7年10月24日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 令和7年11月14日から令和8年3月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年3月16日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和7年11月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 堅田プライスプラザ 大津市真野二丁目字下河原161-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 株式会社ワイズホールディングス 京都府京都市山科区東野狐藪町16番地 代表取締役 堀直樹

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前10時から翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から翌午前0時30分(一部午前9時30分から午

後 9 時 30 分)

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社クスリのアオキ 午前 9 時から翌午前 0 時 株式会社ブックレットおよび株式会社キャンドウ 午前 10 時から翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分（一部午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分）

4 変更年月日 令和 7 年 12 月 3 日

5 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更に伴う、営業計画の変更のため

6 届出年月日 令和 7 年 10 月 22 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1

(2) 縦覧期間 令和 7 年 11 月 14 日から令和 8 年 3 月 16 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

第 48 期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第 48 期滋賀県労働委員会委員大西省三の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）の候補者の推薦を次により求める。

令和 7 年 11 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。）第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合
- 2 推薦される者の資格 法第 19 条の 4 第 1 項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和 7 年 11 月 14 日（金）から令和 7 年 12 月 15 日（月）まで
- 4 推薦書類 第 48 期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書（別記様式第 1 号）に第 48 期滋賀県労働委員会委員候補者調書（別記様式第 2 号）を添付して各 1 部提出すること。
なお、法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を併せて添付すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
- 6 その他 1 に規定するものが法第 2 条および第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の滋賀県労働委員会の証明書を求めるに当たっては、滋賀県労働委員会事務局備付けの資格審査申請書に立証資料を添付の上、滋賀県労働委員会に令和 7 年 11 月 21 日（金）までに提出すること。

別記
様式第1号

第48期滋賀県労働委員会労働者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

所在地

労働組合名

代表者氏名

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、第48期滋賀県労働委員会の労働者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏名	年齢	所属労働組合名および地位 (労働組合の主たる事務所の所在地)	加盟上部 団体の名称	備考
		()		
		()		
		()		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

様式第2号

第48期滋賀県労働委員会委員候補者調書

- 1 現住所
- 2 候補者氏名
- 3 生年月日
- 4 学歴（最終学校名および卒業年月日を記入すること。）
- 5 職歴（年月日順に記入すること。）
- 6 労働関係経歴（年月日順に記入すること。）
- 7 賞 罰

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量（UAVレーザ測量）
- 2 作業の地域 大津市伊香立南庄町、真野家田町、真野大野二丁目
- 3 作業の期間 令和7年11月4日から令和8年3月23日まで

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成27年滋賀県甲賀環境事務所告示第3号により指定した要措置区域の指定を解除する。

令和7年11月14日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市吉永字中川原361番1、364番1および364番6の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県甲賀環境事務所告示第6号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年11月14日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定する区域の所在地 湖南市吉永字中川原361番1、364番1および364番6の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン
- 4 土壤含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年11月14日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護櫻の庭	東近江市桜川西町142－5	一般社団法人桜ウェルネス 代表理事 鈴木章弘	東近江市桜川西町163－6	訪問介護	2570501466	令和7.11.9